

新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）
及び新規上場申請のための四半期報告書の適正性に関する確認書

2020年5月25日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 宮原 幸一郎 殿

会 社 名 エブレン株式会社

代 表 者 の 代表取締役社長

役 職

氏 名 (署名)

上村正人

当社の代表取締役社長である上村正人は、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）及び新規上場申請のための四半期報告書に不実の記載がないものと認識しております。

なお、不実の記載がないと認識するに至った理由は、次のとおりであります。

1. 新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）及び新規上場申請のための四半期報告書の作成にあたり、「企業内容等の開示に関する内閣府令」、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」等の関連法令に基づき、全ての重要な点において適正に記載されていることを確認しております。
2. 新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）及び新規上場申請のための四半期報告書の作成においては、責任部署とその業務分担が明確化されており、各責任部署において適切な業務体制を構築しております。
3. 毎月開催される定時取締役会及び必要に応じて開催する臨時取締役会においては、重要な経営情報及び業務執行状況等が適切に報告されるとともに、重要事項の意思決定を適切に行っております。
4. 監査役は、取締役会その他重要な会議への出席、監査役監査の実施、日常の情報収集等を通じて、取締役会の職務遂行が適正に行われていることを確認しております。
5. 内部監査は、担当部門である内部監査室が、他の業務執行部門から独立して定期的に内部管理体制の適正性や有効性の検証及び業務監査を実施しており、指摘事項及び改善状況等について、その結果を代表取締役社長に報告しております。
6. 会計監査人である太陽有限責任監査法人による監査において、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）及び新規上場申請のための四半期報告書の記載内容について、重要な指摘事項がないことを確認しております。

以上